

土木工事検査技術基準

第1 趣旨

この基準は、静岡県工事検査実施要綱（平成15年4月1日施行）に基づく、土木工事の工事検査の適切な実施を図るため、必要な技術的基準を定めるものとする。

第2 適用

この基準は、静岡市の所掌する土木工事の検査に適用する。

第3 検査内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について別表第1に掲げる検査の方法により適否の判定を行うものとする。

第4 工事实施状況の検査

工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他実施状況に関する記録（写真による記録を含む）と設計図書とを対比し、別表第2に掲げる事項について、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行うものとする。

第5 工事の出来形及び品質の検査

工事の出来形及び品質の検査は、実地において行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、別表第3及び別表第4に基づき設計図書と対比して行うものとする。

第6 材料の検査

材料の検査は、「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」に基づき行うものとする。

第7 中間検査

中間検査は、監督員の依頼に基づいて行うものとする。また、検査基準等は完成検査に準ずるものとする。

第8 中間技術検査

中間技術検査は、「土木工事中間技術検査実施要領」に規定された工事において完成検査に準じて行うものとする。

【特記事項】

農林水産関連の工事で「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」に定めのない工種等については、静岡県建設部監修「農林土木工事共通仕様書」及び「農林土木工事施工管理基準」によるものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 検査の方法（※1）

区 分	内 容
1 検査の方法	<p>検査の実施に当っては、原則として次に示す方法により、当該工事の出来形の測定、品質、出来ばえ等の確認を行い、合否を判定する。</p>
	<p>(1)検査時に明視できる部分については、検査員が実測検査し出来形を確認する。</p>
	<p>(2)検査時に不可視部分又は、可視部分でも検査員による測定又は確認が困難と認められる部分の出来形及び品質については、監督員の確認した資料（記録写真を含む）その他の記録、写真、資料により検査を行うものとする。又、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。</p>
2 測定方法	<p>(1)検査項目は、出来形寸法、品質、出来ばえ、位置構造等とし、出来ばえ、位置、構造機能等の検査は検査員の技術的判定による。</p>
	<p>(2)延長又は構造物の全長を検測する。設計図書で明示されている測点区間長で出来形管理されている場合には、測点間距離を抜き取り測定することにより、全延長の測定を省略することできる。</p>
	<p>(3)出来形検査の検査頻度及び品質検査の検査方法は、別表第3、別表第4によることを原則とするが、現地状況、工事規模等を勘案し検査員の指示により適宜増減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査頻度を示している項目については、抜取検査により判定するものとする。 ・検査頻度を示していない項目については、類似工種を適用する。 ・類似工種がない場合は、共通仕様書、施工管理基準頻度の概ね20～40%を検査頻度として実施する。 ・抜取検査における測定箇所は、原則として設計図書に寸法の明示された測点とする。
3 合否の判定	<p>(1)規格値による合否を判定する場合には、いずれの出来形、品質も規格値を満足していれば合格とする。</p>
	<p>(2)規格値を満足していない場合には、追加検測又は、施工管理データの審査等により判定する。</p>

（※1）検査の方法については、工事検査実施手順書を参照すること。

別表第2 工事実施状況の検査

工事実施状況の検査の留意事項

1) 工事実施状況の検査

施工計画書に記載されている事項が適正に処理されているか。

検査事項	検査留意事項	検査方法	備考
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力 	実施工程表	
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全協議会の活動状況 ・安全訓練の実施状況 ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設配置状況 	議事録、活動状況写真 活動状況写真 指導記録写真 写真	
使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験機関での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・2次製品のカタログ、パンフレットの添付 	使用材料と試験成績表等の照合	
施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書どおりの施工方法 	写真	
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真 写真、関係資料	
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応努力 	写真、関係資料	
環境対応	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、塵埃、水質汚染等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処理 ・建設廃棄物の適切な処理 ・再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真、関連資料	
現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所、作業宿舎等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加 	写真、臨場 写真	
書類管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議等の適切な処置 (区分、時期、内容) ・管理手法、整理手法の的確性・創意工夫 		

別表第3 出来形検査

出来形検査の留意事項

1. 検査頻度について

検査頻度は、構造物の重要度を考慮し、共通仕様書、施工管理基準頻度の20～40%程度の範囲及び下表により設定し、これに基づき現地状況、工事規模等を勘案し検査を実施することを原則とする。

2. 検査方法について

- 1) 実地検査：検査実施時、可視部分については、出来形管理図表及び、写真等により資料検査のうえ、上記1. 検査頻度についてにて実地検査を行うことを原則とする。
 - 2) 資料検査：検査実施時、不可視部分については、段階確認対象工種においては監督員の段階確認資料による検査を実施のうえ、出来形管理図表、写真等により検査を行うものとする。
- なお、出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施する。

工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
加熱アスファルト 安定処理路盤工	共通仕様書、 施工管理基準 の測定項目と 同じ	共通仕様書、 施工管理基準 の規格値と同 じ	1. 舗装厚の測定は以下による 検査コアの抜取について（※2） ①通常の舗装 ・ 300 m ² 未満 …… 0個 ・ 300～600 m ² 未満 …… 1個 ・ 600 m ² 以上 …… 2個 ・ 6,000 m ² 以上 …… 3個 ②排水性舗装(遮水シートあり)及び橋面舗装 ・ 検査コア不要 ③排水性舗装(遮水シートなし) ・ 通常の舗装と同様とする 2. 現場透水試験の測定は以下による。 ①排（透）水性舗装による現場透水試験箇所 ・ 300 m ² 未満 …… 0個 ・ 300～600 m ² 未満 …… 1個 ・ 600～2,000 m ² 未満 …… 2個 ・ 以降 2,000 m ² 毎 1箇所追加	
基 層 工				
表 層 工				
厚層基材吹付工	"	"	1. 吹付工の厚さ（穿孔）について ・ 100 m ² 未満 …… 0箇所 ・ 100～500 m ² 未満 …… 1箇所 ・ 500～1,000 m ² 未満 …… 2箇所 ・ 以降 1,000 m ² ごとに 1箇所追加	
吹 付 工 (コンクリート・モルタル)				

（※2）検査コアの取扱いについては、別紙を参照すること。

別表第4 品質検査

品質検査の留意事項

1. 検査頻度について

検査頻度は、構造物の重要度を考慮し、共通仕様書、施工管理基準頻度 20～40%程度の範囲または下表により設定し、これに基づき現地状況、工事規模等を勘案し検査を実施することを原則とする。

2. 検査方法について

1) 実地検査：検査実施時、可視部分については、品質管理資料及び写真等により資料検査のうえ、下表に示す検査頻度で実地検査を行うことを原則とする。

2) 資料検査：検査実施時、不可視部分については、段階確認対象工種においては監督員の段階確認資料による検査を実施のうえ、品質管理資料及び写真等により資料検査を行うものとする。

なお、品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施する。

工種	検査項目	試験方法	規格値	検査頻度
1 ト・セメント・コンクリートダム・吹付けコンクリート	共通仕様書、施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書、施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書、施工管理基準の規格値と同じ	1. 圧縮強度試験は、資料検査及び実地検査 ①実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による。 2. 注水検査は、必要に応じて次のとおり実施する。 ①石積工・ブロック積工・石張工・ブロック張工 任意の位置で注水検査を行う。(H=1.5m程度) ・100㎡未満・・・0箇所 ・100～500㎡未満・・・1箇所 ・以降500㎡ごとに1箇所追加 3. 上記以外は、資料検査
	〃	〃	〃	1. ひび割れ調査 ①実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による。 2. テストハンマーによる強度推定調査 ①実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による 3. 上記以外は、資料検査
2 アスファルト舗装	〃	〃	〃	1. 密度の測定は、以下による。 検査コアの抜取について(※2) ①通常の舗装 ・300㎡未満・・・0個 ・300～600㎡未満・・・1個 ・600㎡以上・・・2個 ・6,000㎡以上・・・3個 ②排水性舗装(遮水シートあり)及び橋面舗装 ・検査コア不要 ③排水性舗装(遮水シートなし) ・通常の舗装と同様とする 2. 現場透水試験の測定は、以下による。 ①排(透)水性舗装による現場透水試験箇所 ・300㎡未満・・・0個 ・300～600㎡未満・・・1個 ・600～2,000㎡未満・・・2個 ・以降2,000㎡毎1箇所追加 3. 上記以外は、資料検査

(※2) 検査コアの取扱いについては、別紙を参照すること。

検査用舗装コアの取扱いについて

将来的に維持管理していく舗装の品質確保と事務効率化を目的とし、検査用舗装コア（以下、検査コア）の取扱いについて、下記のとおり運用します。

また、舗装コア採取箇所は即日復旧を基本とし、検査時に復旧箇所の状態を確認します。

なお、制度を適用した場合であっても検査員の判断により出来形確認または品質確認のため、追加で舗装コア採取が必要となった場合は、検査員の指示に従ってください。

1. 検査コアの事前採取について（検査コアの事前採取制度）

① 対象にできる条件（下記いずれかの場合）

- ・舗装材料が特殊（カラー舗装等）で、施工から時間が経過したのちに検査コアを採取し復旧しようとする際、同品質の復旧が著しく困難となる場合。
- ・交通管理者との協議内容（交通規制条件）により、工事完了後では検査コアの採取が極めて困難となる場合。
- ・その他事情により監督員が有効と判断し、検査員が認める場合。

② 手続き事項（下記すべて）

- ・監督員は、舗装工の施工規模と施工箇所がわかる図面等（工事平面図程度）に受注者の自主管理測点箇所を把握し明示したうえで、検査員に検査コアの採取箇所を聴取し、指示を受けてください。
- ・監督員は、決定した内容を検査指示として受注者に連絡してください。

2. 監督員による舗装コアの段階確認について（検査コアの省略制度）

① 対象にできる条件（下記いずれかの場合）

- ・占有者が占有条件として舗装復旧する場合。
- ・道路改良工事以外の工事で付帯工として舗装復旧する場合。
- ・受注者の自主管理用舗装コアを保存し、検査時に確認できる場合。
- ・その他事情により監督員が有効と判断し、検査員が認める場合。

② 手続き事項（下記すべて）

- ・監督員は、受注者の自主管理用舗装コアを段階確認にて確認してください。
段階確認にあたっては、厚さ、骨材のばらつき、空隙の具合、路盤材の付着を確認し、確認内容が困難な場合は、検査員に相談してください。
- ・受注者は、監督員の段階確認を受け、自主管理用舗装コアの出来形を写真管理し、完成図書の出来形管理と併せて書面提出してください。
- ・監督員は、段階確認の際、必ず舗装コアの実物を確認してください。ただし、現場に臨場できない場合は机上にて舗装コアの確認を行ってください。